

6 指定感染症への対応

知事等は、指定感染症が政令で定められた場合には、県民に対して、速やかに予防方法等の周知を図るとともに、国と連携して必要な対策を実施する。

7 新感染症への対応

知事等は、新感染症（一類感染症と同様の危険性を有し、病原体が不明である疾患有）。以下同じ。）が疑われる症例が医師から報告された場合には、国と密接に連携を図り、国の技術的指導及び助言に基づき必要な対策を実施する。

8 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携

- (1) 飲食に起因する感染症が疑われる疾患が発生した場合には、県等は、保健所長等の指揮の下、食品保健部門は主として食品及び食品提供施設の検査等を行うとともに、感染症対策部門は患者に関する情報を収集するといったような役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、県等の食品保健部門は、一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行い、また、感染症対策部門は必要に応じ、関係者に対し消毒等の指示等を行う。
- (3) 二次感染による感染症のまん延の防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表その他必要な措置をとる等により、その防止を図る。
- (4) 原因となった食品等の究明に当たり、保健所等は、県衛生研究所・名古屋市衛生研究所、国立試験研究機関等との連携を図る。

9 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たり、県等の感染症対策部門は、環境衛生部門との連携を図る。

10 関係各機関及び関係団体との連携

感染症のまん延の防止のためには、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、県等は、国、都道府県、市町村及び医師会等の医療関係団体との連携体制を構築する。

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 感染症に係る医療提供の考え方

- (1) 伝染病予防法を制定した当時には、感染症に対する有効な治療法が存在しないといった実情を背景として、患者を集団から隔離するという施策が基本となり、積極的に医療を提供していくといった視点に乏しかったことは事実である。しかしながら、近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治療が可能となった現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とする必要がある。
- (2) 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行なわれるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、①感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

(3) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携体制の構築をしていく必要がある。

2 県における感染症に係る医療を提供する体制

(1) 知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、表3のとおり1か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として2床とする。

また、患者の病状等から移送が困難な場合においては、法第19条第1項ただし書きの規定により、知事等が適当と認める医療機関に入院させ、国及び関係機関の協力を得て、患者の治療を実施し、感染症のまん延防止を図る。

(2) 知事は、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関を表4のとおり14か所指定する。

(3) 第二種感染症指定医療機関（結核病床を除く。）を管内の二次医療圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として1か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症（結核を除く。）の患者の入院を担当せることができると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認める病床数の総和以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症（結核を除く。）の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関（結核病床を除く。）として指定することができる。

また、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関については、結核の発生状況等を踏まえ、医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）で示す結核病床の基準病床数を満たすように病院を指定する。

なお、医療計画の見直しが行われた場合等にあっては、必要に応じて新たな病院を指定する等、医療を提供する体制を確保する。

(4) 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、法第38条第8項に基づき、辞退の日の1年前までに、知事にその旨を届け出なければならない。この場合、知事は必要な病床数に不足が生じないよう新たな病院を指定する等、必要な措置を講ずる。

(5) 知事は、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院等のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、結核指定医療機関に指定する。

(6) 結核指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、法第38条第8項に基づき、辞退の日の30日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

(7) 知事等は、感染症の患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、普段から消防機関等に対して、感染症等に関し、適切に情報を提供する等密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延の防止対策に万全を期す。

また、新感染症の所見がある者の移送及びまん延防止対策の実施に当たっては、国に積極的な協力を求めながら行う。

さらに、消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供する。

(8) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させことがあるため、県等は、そのために必要な対応についてあらかじめ定めるものとする。

- (9) 新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。
- (10) 一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれがある場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないようにすることについて検討する。
- (11) 県等は、国内において発生数が極めて少ない感染症が県内で発生し、その治療に当たり特別な医薬品が必要となった場合には、国と緊密な連携を図り、医薬品の確保に努める。

3 その他感染症に係る医療の提供のための体制

- (1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症又は二類感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。
また、一般の医療機関においても、国及び県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。さらに、感染症の患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされるよう努める。
- (2) 一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、県等は、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図る。

4 関係各機関及び関係団体との連携

- (1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、一類感染症及び二類感染症に対応する感染症指定医療機関については、知事が必要な指導を積極的に行う。
- (2) 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所は、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等との緊密な連携を図る。
- (3) 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、県等は、それぞれ医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図る。

第5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

1 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。このため、県等としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取り組みを通じて、調査及び研究を推進することが必要である。

また、県等は、国が行う感染症に関する調査及び研究に可能な限り協力することが必要である。

2 県及び市町村における調査及び研究の推進

- (1) 県等における調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所が、県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組む。
- (2) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を担う。
- (3) 県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所は、県等の関係部局及び保健所との連携の下に、

感染症の調査、研究及び試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関としての役割を担う。

- (4) 県及び市町村における調査及び研究については、感染症の発生の動向やその対策等、地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取り組みを行い、その取り組みに当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員を活用する。

3 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び医師会等の関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、県等は、国立感染症研究所や国立国際医療センターを始めとする関係研究機関等と十分な連携を図る。

第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。しかしながら、国内における病原体等の検査体制等は、感染症の発生数の減少等により、必ずしも質的及び量的に十分に保たれているとは言い難い。

このため、県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所を始めとする各関係機関において病原体等の検査体制等の充実を進めていくことが重要である。この他、県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術的支援等を実施することが重要である。

2 県等における感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所は、必要に応じて、国立感染症研究所等と連携して、一類感染症の病原体等に関する検査を迅速かつ的確に実施する。なお、県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくよう努める。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所において人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。
- (2) 県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所は、自らの試験検査能力の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び技術的指導を行う。また、病原体等の検査については、必要に応じて他の地方衛生研究所と連携を図る。
- (3) 県等は、病原体等の検査について、県衛生研究所・名古屋市衛生研究所と連携して、保健所が自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図る。

3 県等における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制並びに関係団体等との連携

県等は、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら、病原体等に関する検査情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を構築する。また、特別な技術が必要とされる検査については、県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所が国立感染症研究所、国立国際医療センター、大学の研究機関等と連携を図って実施できるようにする。

第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

1 人材の養成に関する基本的な考え方

現在、感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療

現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。

また、大学医学部を始めとする医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

2 県等における感染症に関する人材の養成

知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所、県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所職員を積極的に派遣する。

また、県等は、感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員に対する研修の充実を図り、感染症に関する人材を養成する。

3 医師会等における感染症に関する人材の養成

県は、感染症指定医療機関に対し、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するよう促し、医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うものとする。

4 関係各機関及び関係団体との連携

知事等は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。

第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

- (1) 県及び市町村は適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが重要である。また、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重することが必要である。
- (2) 医師等は患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要である。
- (3) 県民は感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等を差別することがないよう人権を尊重していくことが重要である。

2 県及び市町村における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策

- (1) 県及び市町村は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施等の必要な施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスの充実に努める。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行う。
- (2) 県及び市町村は、患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を行う。

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための他の方策

- (1) 県等は、感染症の患者に関する届出を行った医師に対し、患者等のプライバシーの保護のため、状況に応じて、患者等へ届出内容を説明するよう周知を図る。
- (2) 報道機関は、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、県等は、報道機関との連携を普段から密接に行う等の体制整備を図る。

4 関係各機関との連携

県及び市町村は、国、都道府県及び市町村と相互に密接な連携を図るため、定期的に情報の交換を行う。

第9 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

(1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

特に、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）及び痘そうについては、当該感染症の所見がある者が空港等に到着した場合、帰国した者が数日後、居住地又は職場で当該感染症の所見があると認められた場合等の具体的な事例を想定し、あらかじめ、医療提供体制や移送の方法等についての具体的な行動計画を定め、公表することとする。

(2) 県等は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

(3) 県等は、国が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときに派遣する感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の受け入れ、その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力をし、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

2 緊急時における国との連絡体制

(1) 知事等は、法第12条第2項に規定する国への報告等を確實に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図る。

(2) 知事等は、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の通知があった場合には、検疫所と連携し、患者と接触することにより感染の機会があった同行者等の追跡調査その他必要な感染症対策を実施する。

(3) 緊急時においては、県等は当該地域における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携を図る。

3 緊急時における県及び市町村相互間の連絡体制

(1) 関係都道府県及び市町村は、緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。また、県等は消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。

(2) 県等は関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、相互に緊急時における連絡体制を整備する。

(3) 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県は、県内の統一的な対応方針を提示することや、市町村間の連絡調整を行うこと等の指導的役割を果たす。

(4) 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県は、関係都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努める。

4 県及び市町村と関係団体との連絡体制

県及び市町村は、それぞれ医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。

5 緊急時における情報提供

緊急時においては、県等が県民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など県民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な

限り提供することが重要である。この場合には、インターネット、マスメディア等複数の媒体を設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うものとする。

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、県等は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に対し適切に提供する。また、これらの施設の開設者又は管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるように努める。さらに、医療機関は、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際にとったこれらの措置等に関する情報について、県等や他の施設に提供することにより、その共有化に努める。

また、県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者へ普及するよう努める。

2 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、知事等は迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努める。その際、県等は、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

3 動物由来感染症対策

- (1) 知事等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師に対し、法第13条第1項に規定する届出の義務について周知するとともに、関係機関及び獣医師会等の関係団体と連携を図り、県民への情報提供を行う。
- (2) ペット等の動物を飼育する者は、(1)により県民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。
- (3) 知事等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）等により、保健所、県衛生研究所、名古屋市衛生研究所、県動物保護管理センター等が連携を図りながら動物由来感染症に関する情報を広く収集する。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、県等の感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講ずる。

4 外国人に対する適用

県及び市町村は、国内に居住し又は滞在する外国人に対しても法が同様に適用されるため、これらの者に対し、関係機関の窓口に感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備える等情報の提供に努める。